



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 Minori ソリューションズ
代表者名 代表取締役社長 北村 正人
(コード番号： 3822)
問合せ先 経営企画室長 藤田 壮太
(TEL 03-3345-0601)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 28 日開催予定の第 36 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、平成 28 年 4 月 11 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、本年 6 月 28 日開催予定の当社第 36 回定時株主総会での承認を前提に、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。また、会社法改正により責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましてもその期待される役割を十分発揮できるよう、責任限定契約を締結することを可能とするための変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 6 月 28 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>第1章～第3章 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第1章～第3章 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、12名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が、これに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が、これに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略) 2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 2 百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 31 条 (現行どおり) 2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 2 百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u> 第 32 条 当社の監査役は、<u>4 名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u> 第 33 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 35 条 <u>監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 2 百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	

現行定款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 42 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計算 第 47 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款の定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計算 第 42 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>当社は、第 36 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であったものを含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社は、第 36 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であったものを含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以 上